

別記様式第1号(第四関係)

# 与謝野町明石地区活性化計画

京都府与謝野町

令和7年12月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 与謝野町明石地区活性化計画

都道府県名 京都府

市町村名 与謝野町

地区名(※1) 明石地区

計画期間(※2)

令和8年度～令和10年度

### 目標 : (※3)

本町の明石地区に立地予定の(株)KYOTO SILK HUBは、桑畠を新たに造成し、養蚕を行い、近い将来製糸工場も建設し、生産一貫体制の構築を行う会社である。

このKYOTO SILK HUBの親会社は、京都西陣にて織物事業者であり、伝統的なきものと革新的なテキスタイルを通じ、日本の優れたものを創造し続けている社風であり、令和7年度から開催されている万博においても「世界最大の西陣織建築」として開催に花を添えた。

(株)KYOTO SILK HUBについては、新たな創造を推進するために、原料の桑を育て、養蚕をするまでを第1フェーズとし、第2フェーズから製糸までを生産する構想がある。これによって織物への再生をかけ取組まれている事業であり、地域の活性化や雇用の創出、UIターンの受皿となるとともに、耕作放棄地の解消、スマート農業の導入、また産地の魅力・知名度など地域活性化に波及させるものである。

(地域雇用の増加 現状値:0人 ⇒ 目標値:7人)

(地域産物の販売額の増加(糸) 現状値:0千円 ⇒ 目標値:100,000千円)

(桑・養蚕施設の視察受け入れ 現状値:0件 ⇒ 目標値:20団体)

### 目標設定の考え方

#### 地区的概要:

与謝野町は平成18年3月1日に旧加悦町・旧岩滝町・旧野田川町の3町が合併した町であり、京都府北部、日本海に面した丹後半島の尾根を背景とし、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市、兵庫県豊岡市に接しており、国道176号、178号、312号の結節点となっているなど交通の要所でもある。また、京都丹後鉄道が町を東西に横断しており、町内には与謝野駅が所在している。更に町内を流れる二級河川の野田川は流域に肥沃な平野を抱え、天橋立を望む阿蘇海へと続き、総面積約108平方キロメートルの範囲に約2万人が暮らしており、南北約20kmの間に町並みや集落が連なるというまとまりの良い地域である。

町の約85%を農林地が占めている。また、人口20,092人(R2国勢調査)、世帯数8,038世帯であり、高齢化率は約38.0%である。一部の集落においては、高齢化率が50%を超えるなど、今後集落維持が厳しい状況に直面している。

産業面では、農林業及び織物業が基幹産業に位置付けられているが、高齢化、後継者不足が進んでいる状況であり、人口減少への歯止め、新規産業の創造など、地域資源等を生かした農業振興及び定住促進による地域活性化を図ることが求められている。

#### 現状と課題

本町は町全体で人口減少及び少子高齢化が進んでいる。また若者の田舎離れがあり、定住人口や就業者数が減少している。人口20,092人(R2国勢調査)、世帯数8,038世帯であり、高齢化率は38.0%である。一部の集落においては、高齢化率が50%を超えるなど、今後集落維持が厳しい状況にある。また、平成22年の人口は23,454人(H22国勢調査)であり、10年間で3,362人が減少しており、自然減、社会減の両方で減少が進んでおり、人口減少と高齢化率の上昇に歯止めが利かない状況である。そのため、新規産業の創出をはかることによる定住人口の増加で地域の活性化が求められている。

また、交流人口においては、平成27年に京都縦貫自動車道が全線開通したことにより、都市部とのアクセスは向上したが、丹後半島や天橋立に向かう観光客が本町に立ち寄らずに通過するケースも見られる等、観光客・交流人口が減少している。

産業については、農業や織物業の後継者不足、高齢化及び減少により、荒廃農地の拡大、織物業の売上の低迷が深刻な課題となっている。

上記のことから、本町及び明石地区の基幹産業である農業振興、織物業振興につながるとともに定住促進及び集落形成の維持となるため、事業実施が必要な地域と言える。

#### 今後の展開方向等(※4)

人口減少と高齢化に加え、農家の高齢化及び担い手不足、織物業者の高齢化及び後継者不足のため、地域の活力について低下しつつあるが、当該施設の整備の実施することにより、本町の農業振興及び雇用の創出を図ることが期待されるため、産業振興及び定住促進の重要施設と位置付けていく。

具体的には、(株)KYOTO SILK HUBの建設によって、桑・繭の生産ラインが確立され、また、近い未来には製糸までの一貫体制が構築される。また、新しい産業になる可能も秘めているため、雇用の拡大による定住者増加に資するものであり地域経済及び地域活力の活性化に寄与するものである。

また、日本を代表する企業とのコラボや海外ブランドによる提携についても、既にオファーをいただくなど与謝野町の認知度を拡大させ、与謝野町ブランド・特産品・農業振興に係る取り組みのPRが更に広がることを目指していく。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
与謝野町	明石	地域連携販売力強化施設	株式会社 KYOTO SILK HUB	有	イ	
与謝野町	明石	自然・資源活用施設	株式会社 KYOTO SILK HUB	有	イ	

### (2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

明石地区(京都府与謝野町)	区域面積 (※2)	56. 21ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 与謝野町の総面積10,838haのうち、農林地面積は9,267ha(農地1,118ha、林野8,149ha)で、約85%を占め、農林業が重要な産業である。また、当町における就業者数(10,311人)に対する農家数(526戸)の割合は約5.1%であり、当該区域の土地利用の状況、農業従事者数からみて、農業が重要な産業となっている地域である。 ※人口・就業者数:令和2年度国勢調査、農家数:2020年農林業センサス		
②法第3条第2号関係: 与謝野町の人口は減少の一途をたどり、平成22年23,454人から令和2年20,092人となり3,362人の減少、高齢化率は平成22年30.0%から令和2年38.0%となっており大きく上昇が見られる。町内の中山間地においては高齢化率が50%を超える集落も一部存在しており、集落の維持をはじめ、農地の管理も厳しい状況になっている。		
③法第3条第3号関係: 町全域は、過疎地域及び半島振興地域に指定されており、また、一部は特定農山村地域に指定されている。 なお、町全域でも市街地を形成している区域はない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

### 1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①	明石小字林ヶ枝	888-2	田	田	99	農用地内	市街化調整区域外		
②	明石小字林ヶ枝	888-3	田	田	82	農用地内	市街化調整区域外		
③	明石小字林ヶ枝	893-1	田	田	730	農用地内	市街化調整区域外		
④	明石小字林ヶ枝	897	田	田	697	農用地内	市街化調整区域外		
⑤	明石小字深サ	1066-1	田	田	119	農用地内	市街化調整区域外		
⑥	明石小字深サ	1067-1	田	田	452	農用地内	市街化調整区域外		
⑦	明石小字深サ	1068	田	田	386	農用地内	市街化調整区域外		
⑧	明石小字林ヶ枝	1071-1	田	田	796	農用地内	市街化調整区域外		
⑨	明石小字林ヶ枝	1072	田	田	618	農用地内	市街化調整区域外		
⑩	明石小字林ヶ枝	1073	田	田	578	農用地内	市街化調整区域外		
⑪	明石小字深サ	1074-1	田	田	793	農用地内	市街化調整区域外		
⑫	明石小字深サ	1074-2	田	田	46	農用地内	市街化調整区域外		
⑬	明石小字黒谷	1076	田	田	806	農用地内	市街化調整区域外		
⑭	明石小字黒谷	1078	田	田	766	農用地内	市街化調整区域外		
⑮	明石小字黒谷	1080	田	田	604	農用地内	市街化調整区域外		
⑯	明石小字黒谷	1081-1	田	田	370	農用地内	市街化調整区域外		
⑰	明石小字黒谷	1084	田	田	1067	農用地内	市街化調整区域外		
⑱	明石小字黒谷	1085	田	田	740	農用地内	市街化調整区域外		
⑲	明石小字黒谷	1086-1	畠	畠	175	農用地内	市街化調整区域外		
⑳	明石小字黒谷	1086-2	畠	畠	9.91	農用地内	市街化調整区域外		
㉑	明石小字カジヤケ枝	1221	田	田	201	農用地内	市街化調整区域外		
㉒	明石小字カジヤケ枝	1223-1	田	田	535	農用地内	市街化調整区域外		
㉓	明石小字カジヤケ枝	1223-2	田	田	393	農用地内	市街化調整区域外		
㉔	明石小字カジヤケ枝	1224	田	田	902	農用地内	市街化調整区域外		
㉕	明石小字カジヤケ枝	1225-1	田	田	866	農用地内	市街化調整区域外		
㉖	明石小字カジヤケ枝	1225-2	田	田	33	農用地内	市街化調整区域外		
㉗	明石小字カジヤケ枝	1226	田	田	839	農用地内	市街化調整区域外		
㉘	明石小字カジヤケ枝	1228	田	田	708	農用地内	市街化調整区域外		
㉙	明石小字カジヤケ枝	1230	田	田	813	農用地内	市街化調整区域外		
㉚	明石小字カジヤケ枝	1231	田	田	271	農用地内	市街化調整区域外		

(31)	明石小字カジヤケ枝	1232	田	田	581	農用地内	市街化調整区域外		
(32)	明石小字林ヶ枝	1243	田	田	905	農用地内	市街化調整区域外		
(33)	明石小字林ヶ枝	1244	田	田	538	農用地内	市街化調整区域外		
(34)	明石小字林ヶ枝	1245	田	田	469	農用地内	市街化調整区域外		
(35)	明石小字林ヶ枝	1246	田	田	251	農用地内	市街化調整区域外		
(36)	明石小字林ヶ枝	1247	田	田	809	農用地内	市街化調整区域外		
(37)	明石小字林ヶ枝	1248	田	田	829	農用地内	市街化調整区域外		
(38)	明石小字林ヶ枝	1249	田	田	879	農用地内	市街化調整区域外		
(39)	明石小字林ヶ枝	1251	田	田	859	農用地内	市街化調整区域外		
(40)	明石小字林ヶ枝	1252	田	田	476	農用地内	市街化調整区域外		
(41)	明石小字林ヶ枝	1255-1	田	田	386	農用地内	市街化調整区域外		
(42)	明石小字林ヶ枝	1255-2	田	田	158	農用地内	市街化調整区域外		
(43)	明石小字林ヶ枝	1256	田	田	502	農用地内	市街化調整区域外		
(44)	明石小字林ヶ枝	1257	田	田	680	農用地内	市街化調整区域外		
(45)	明石小字林ヶ枝	1258	田	田	667	農用地内	市街化調整区域外		

## 2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①	新築	養蚕施設	○	1,499m <sup>2</sup> ⑬⑯⑳		
②						
③						

### 【記入要領】

- ※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。
- ※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。  
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。
- ※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。
- ※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
- ※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。
- ※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

## 5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項【該当な

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

### 1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

### 2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注)省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注)農用地区域からの除外を要しない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

	規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	
規則第7条第1号ロ	
規則第7条第1号ハ	
規則第7条第1号ニ	
規則第7条第1号ホ	
規則第7条第1号ヘ	
規則第7条第1号ト (1) (2)	
規則第7条第1号チ	

### 3 その他参考となるべき事項

--

**【記入要領】**

- ※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。
- ※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。
- ※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

**(添付書類)**

以下の書類を添付すること。

- (1)当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)
- (2)当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するためには必要な道路、用排水施設  
その他の施設の位置を明らかにした図面
- (3)当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (4)当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- (5)当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- (6)その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。)にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

## 6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

### 1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		当該土地を活性化事業の用に供することが、農用地区域内の農業経営を営む者に対して利用集積等に支障がないた
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号チ		

(2) その他参考となるべき事項

当該施設は農業用施設であるため、農振農用地の適用は受けず用途変更の申請を提出予定。

## 2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載【該当な

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

### 【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしたいための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2)当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3)その他参考となるべき書類

## 7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する【該当なし】)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

### 1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

### 2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

**【記入要領】**

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

**(添付書類)**

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

- ① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図
- ② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)
- ③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)
- ④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

- ① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)
- ② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)
- ③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。)にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

## 8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する【該当な

### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所				

### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名:明石集落環境保全推進協議会(※1)

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

#### (1) 現況

本地域は水源に恵まれ良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るために、農業用用水路を適切に保全管理することが必要である。

#### (2) 目標

現状を踏まえ本地域では地域住民と協力して農業用用水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

### 2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

#### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

##### ① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 ○ その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="radio"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	

##### ② 実施区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

農地維持支払、資源向上支払、資源向上支払は令和7年度から令和11年度まで5年間の交付年数。

多面的支払いの実施区内の農用地面積(田6,335a、畑13a 計6,348a)。

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

点検、年度活動計画の策定済み、事務・組織運営等に関する研修は5年に1回以上実施、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面の草刈り、鳥獣害防止柵の保守管理は点検結果に応じて実施、水路の草刈り・泥上げ、水路附帯施設の保守管理は点検結果に応じて実施、農道の草刈り、農道側溝の泥上げ及び路面の維持は点検結果に応じて実施、ため池の草刈り、地域資源の適切な保全管理のための推進活動、ため池の泥上げ及びため池の附帯施設の保守管理は点検結果に応じて実施、異常気象時の対応は洪水・台風・地震等の発生直後

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

農用地の機能診断、水路の機能診断、農道の機能診断、ため池の機能診断、年度活動計画の策定、水質保全計画・農地保全計画の策定、外来種の駆除、水質モニタリングの実施・記録管理(水質保全)、機能診断・補修技術等に関する研修は5年に1回以上実施、農用地・水路・農道・ため池の軽微な補修等は機能診断結果に応じて実施。

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。  
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調査の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。  
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスターPLAN」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。  
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書IVの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書IVの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)  
参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2~7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

## 別紙

### 地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

#### 1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
○	農地維持支払	令和7年度	令和11年度
○	資源向上支払(共同)	令和7年度	令和11年度
○	資源向上支払(長寿命化)	令和7年度	令和11年度
	中山間地域等直接支払	年度	年度
	環境保全型農業直接支払	年度	年度

#### 2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	6.335a	13a	a		6.348a	0a
	774a	a	a	a		
中山間直払	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	774a	a
取組 面積 (※2)						

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	24.5km	13.9km	4箇所
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	1.5km	1.5km	箇所

#### 3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

#### 【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

1号事業(多面支払)

2号事業(中山間直払)

3号事業(環境直払)

明石集落環境保全推進協議会

(別添 1)

実施区域位置図

組織名称 :

1号事業 (多面支払)

2号事業 (中山間直払)

3号事業 (環境直払)

明石集落環境保全推進協議会



## 10 農林地所有権移転等促進事業に関する事【該当な

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等  
農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準  
について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、  
存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、  
残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、  
借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、  
例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律  
関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

(地域雇用の増加 7人増加)

(地域産物の販売額の増加(糸) 100,000千円増加)

(桑・養蚕施設の視察受け入れ 20団体増加)

(株)KYOTO SILK HUBの株主総会及び定例の取締役会等により定期的に確認及び評価を行う。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。